



留寿都村

議会だより



～しっかり 準備運動の後は、
元気が宙を舞い、笑顔が転がりました～

第29回福祉まつり（るすつふれあい広場2019）・シルバーオリンピックから

令和元年第2回定例会（一般質問・審議状況）	2～11
令和元年第2回臨時会審議状況、議員全員協議会審議状況	12～14
議員活動報告（北海道町村議会議員研修会、所管事務調査）	15
第2回定例会、第2回臨時会審議結果	16～17
議会日誌、編集後記	18

令和元年8月20日

No.

160

令和元年第2回定例会

令和元年第2回定例会は、6月20日に招集され、会期を1日間と定め、平成30年度留寿都村線越明許費線越計算書についての報告、一般社団法人留寿都村ふるさと振興公社の経営状況についての報告があり、5名の議員が一般質問を行った後、条例の改正7件、補正予算1件、工事請負契約の締結1件、規約の変更3件、意見書1件を議了し閉会しました。

一般質問（要約）

第2回定例会では5名の議員が一般質問を行いました。

「国道230号線留寿都市街地の交通安全対策の取り組みについて」



早急に関係機関へ要望すべきだ

浪越和一議員（質問）

国道230号線は、札幌市近郊から道南方面を往来する物流、観光道路として北海道でも交通量の多い道路であるとともに、留寿都村民にとっては通園、通学、通勤、買い物等幅広く利用されており生活道路として重要な道です。

国道230号線留寿都市街地の交通安全対策として、次の4点について質問します。

なお「留寿都市街地を追い越し禁止区間にすること」「道道仲洞爺留寿都線

交差点に感知式信号機を設置すること」については、地元であります南町町内会が事故の起きる心配から、ここ数年、毎年村長に要望している事項ですが、村長からは危機を感じない。つれない回答が続いています。この機会に前向きな積極的な答弁を求めます。

1点目は、国道交差点に歩行者の安全対策として防護柵を設置することです。5月8日、滋賀県大津市の歩道にいた保育園児と保育士15人が死傷した事故をご存知のことと思います。散歩のためこの場所を歩いていて、車同士が衝突したはずみで、1台の車が歩道にいた保育園児と保育士をはね飛ばした悲惨な事故です。この事故の時、防護柵が設置されていたなら保育園児たちは事故に巻き込まれなかったと思うと残念でたまりません。

今、国道沿いの留寿都市街を見てみますと、こんなに多くの自動車が行来しているにもかかわらず、防護柵は設置されていません。村長はこの状況を見てどう感じられましたか。事故がないからこのままでよいと思っていま

で歩道にいた人が運転を誤った自動車にはねられた事故がありました。運よく生命の危機は免れましたが、本当に危ない事故でした。交差点のある道路では常に事故にいう可能性があると思います。5月8日の滋賀県の事故から1か月以上経過しました。その間に当然のことながら、防護柵の設置について関係機関に要請し、協議も終了していることとは思いません。しかしながら、未だに設置されていません。防護柵の設置について、北海道開発局、北海道警察等関係機関に、どのようなことを要請し、協議を行ったのか、その内容と関係機関の答え、それに対する村長の考え方を答弁ください。

2点目は、「留寿都市街地内の追い越し禁止区間にすること」と「留寿都市街地内を最高速度40キロメートル区間にする」ということについて、関連がありますのでまとめて質問します。

このところ毎年のように留寿都市街地内で追突事故が起きています。今年も追突後、対向車線へ飛び出した衝突する事故が起きています。事故の原因はいろいろあるかと思いますが、こんなことを考えてください。追い越し可能路線で50キロメートルのスピードで追い越しをかけた。この時に前の車がスピードを落とした、これでは停止できなくて追突しても当然だと思いません。また、市街地で生活している住民は自宅へ帰るため右折の合図を出しているのに、追い越しをかけられ危険

な目にあっています。現実には複数の住民が追突事故等にあっています。死亡事故等の大きな事故でなかったことは運が良かったのかとも思っています。どんなに小さな事故であつても生命の危険に遭遇していることには変わりはありません。村民の安全安心を進める立場の村長として、どのように考えているのか、答弁ください。

次に、「道道仲洞爺留寿都線交差点に感知式信号機を設置することについて」質問します。

この交差点には、コンビ二駐車場が接しており、車両の出入りが多く、また、地域住民並びに買い物客にとつて常に車両同士の衝突の危険性をはらんだ交差点です。押しボタン式の信号機は設置されていますので歩行中の住民が国道を渡つて向かい側へ行くための安全は確保されていますが、車両同士は直進か、右折か左折かの判断ができない状況が生じています。事故の回避と買い物客等の安全確保のためには、車両用の信号機の設置を急がなければならぬと思います。この点についても、地元南町町内会から要望が出ています。早急に設置されるよう関係機関へ要望を行うべきだと思います。村長として今後どのような対応をしようとしているのか、答弁ください。



粘り強く関係者への要望活動を行いたい

場谷村長（答弁）

1点目の留寿都市の市街地を通る国道交差点における防護柵の設置について、国道の防護柵は、国土交通省の防護柵の設置基準において定められて設置されています。主として進行方向を

誤った車両が路外、対向車線や歩道などに逸脱するのを防ぐものであり、車両乗員のけがや車両の破損を最小限度にとどめ、歩行者、自転車の転落やみだりな横断を抑制するなどを目的として設置されているもので、盛土、崖、橋梁、海、川など、路外への逸脱が考えられる場所への設置が主なものとなっています。近年、テレビ等で大変痛ましい事故が報道されていますが、車両同士の事故などにより歩行者が巻き込まれ負傷する事故が発生しており、このような事故も懸念されることから、ご質問の趣旨について道路管理者であ

る北海道開発局と相談したいと思えます。

2点目の国道230号の留寿都市街地に係る範囲を追い越し区間とするご質問ですが、国道230号については、道央地域と道南地域などを結ぶ北海道の主要な道路の一つであり交通量が多く、この道路を通行する車両が留寿都市の市街地内で追い越し運転をかけるなどの行為が見受けられます。また、3点目の国道230号と道道560号（道道仲洞爺線）及び村道との交差点に感知式の信号機の設置に係るご質問です。交差点に入る際には十分注意が必要な場所であり村でも特に冬など現地の状況を確認するとともに村道側については、これに配慮し除排雪の対応を行ってきたところであります。

この2点に関しましては、平成24年度には北四線地区から、また、平成25年度からは南町町内会から要望書が提出されているところであります。村として平成24年度からこれまで毎年、北海道札幌方面倶知安警察署長に対し、国道230号における「追い越し禁止」の指定と国道230号と道道560号及び村道との交差点に感知式信号機の設置について要望書を提出しているところであります。これに対して直近の回答では、平成30年1月22日付けで北海道札幌方面倶知安警察署から「要望区間を調査をした結果、道路環境及び交通事故の発生状況等から現時点ではみ出し禁止規制の必要は低いと認識している」、

また、「国道230号と道道560号及び村道との交差点への感知式信号機の設置については、調査をした結果、交通量、歩行者、道路形状及び交通事故の発生状況から、現時点における設置の必要性は低いと認識している。」として、「冬季間の積雪による見通しの悪化の件については、国道と道道の交差点であることから道路管理者である北海道開発局及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に対して除雪要望として伝える。」との回答です。村としては今後とも粘り強く関係者への要望活動を行い、地域の交通安全がより一層図られるよう進めたいと考えています。

4点目の市街地内を最高速度40キロメートル区間とするものですが、現状では市街地は最高速度50キロメートルと指定されています。最高速度は、道路交通法第22条で規定され、「速度規制の実施基準」により指定されていますが、交通公害の発生やその他配慮すべき道路交通の状況により規制速度を修正することも可能とのことですので本村における状況が配慮すべき道路交通の状況に該当するのか、これまで村の要望としていなかった案件ですので倶知安警察署をはじめ関係者等と相談をしたいと思います。

浪越和一 議員（質問）

私はあの防護柵について認識が甘かったのではないかと、5月の初めです

から約2か月が経過しているわけなんです。私は前段でも申し上げました。事故があつたらすぐに、あの地区は車が飛び込んできた、現実に飛び込んできて人をはねた、そういう実績のある場所です。せめてこの役場の通りから出た交差点くらいはすぐにやらなければならぬと私は思います。何か村長の答弁、警察署からの回答からいくと何もなければ、誰か犠牲者が出るまではこのままにという雰囲気が見え隠れしますので、今後、強く要望し、防護柵は、冬が邪魔なら抜いても仕方ないと思うのです。テレビを見ますと全国各地でどんどん設置されてきていますよね。北海道だけがされないということとは、開発局も北海道の人間の命というものをあまり重要に思っていないのではないかと思いたくなりますので、少なくとも秋までにはやれるように是非とも、早急に要望していただきたいと思えます。それから、今、追越し禁止とローソンのところの信号について村長から答弁いただきました。ただ村長の意向は諦めずこれから粘り強くということでありましたが、私、手元に何年かの南町に対する回答書を持っているのですよ。この中で非常に気になることが書かれています。「前回の要望書に対する回答を考慮すると直ちに当方の望む回答がなされるのは難しいかと思われます。村としても継続して粘り強く要望していくことが重要である」とあるのですが、

「当方の望む回答をされるのが難しいですよ」という、こういう回答を町内にするというのは、もうやる気がないと私は思ってしまうのですが、この辺りですか。

場谷村長（答弁）

ガードレールやガードポール等の防護柵については、やはり国の防護柵設置基準があるので、まずはそれに該当する地域かどうか関係機関と相談していかねければならないと思っておりますし、規制関係も速度規制の実施基準があるので、それに沿ってどうなのかという点も、これは今まで初めての案件なものですから相談していきたくは思っています。あと残りの既存の要望していることについては、繰り返しになりますが、強く要望していくしかない、他に方法があるのであれば教えていただきたいくらいの思いで相談、要望していきたいと思っております。



「商工業において、新たに事業を起す者に対する村の支援体制の現状と今後の施策について」



事業者支援の方針と今後の施策・展望について

佐藤ひさ子 議員（質問）

村の商工業者も居住人口の減少等から閉店傾向にあります。過日の新聞報道にあつたように道の駅230ルズツにおいて、地元食材を活用した店が2店、今年度に開業したのが紹介されました。街中にも、近年、新たに飲食店ができ、新たな商いが芽生えていることは、村の活気につながると思っています。これらの事業者が定住するよう、事業が順調に展開していくと良いと願い、今回、商工業への支援に特化して質問をさせていただきます。

国においては、「まち・ひと・しごと創生」を推進する中、村においても「仕事」が「人」を呼び「人」が「仕

事」を呼び込む好循環を確立して、新たな人の流れと活気を取り戻す、その取り組みの一つとして、過去に「経営革新等支援事業」という補助金がありました。また、「中小企業振興資金融資事業」においては、金利を助成する事業も行いました。しかし、その金利助成支援も村長の2期目のスタート年度の平成29年度で終わり、現在は、年率2.25%以内の運転資金又は設備資金として、既存事業者も新規も関係なく、貸付事業を行うのみです。村の商工業者に限らず、農業者においても新たな商いをする場合や、村外から新規事業者として開業したい方に対して、村は事業者への支援をどのように実施しているのか。

村の事業者支援の方針とその実績と成果、今後の施策・展望について3点伺います。

まず1点目は、過去に債務負担行為まで設定して5年間はやる気だった「経営革新等支援事業」つまり補助金でした。それと「中小企業振興資金融資事業」。貸付事業です。この事業を並行していたのを、貸付事業の1本に移行した理由、それぞれの支援内容と実績、問い合わせ実績及び現状その支援の実態と実績を説明していただきたい。

2点目は、村内住民である既存事業者への周知内容と支援実績及び村外の方への周知方法、対応内容の実績について、どのように支援を行って事業を推進し新規事業者の呼び込みを行ってきたのか、受け入れ準備行為として、例えば、空き家空き店舗リスト作成等の支援等を行ってきたのか説明をいただきたい。

3点目は、支援事業の検証を予算、決算時に関係機関とも行なっていると思うので支援内容に過不足が生じている場合には事業の変更、または改善の検討も必要と思います。現事業の成果をどのようにとらえ今後の支援をどのように考えているのか説明をいただきたい。

起業者支援は、大切な制度であると検討していく必要がある

場谷村長（答弁）

「経営革新等支援事業」補助金につきまして、平成26年度から平成28年度の3年間予算化したものの、結果として実績を残すことに至らず大変お叱りを受け、その後の予算化はしていないことをまず申し上げます。

まず1点目の「経営革新等支援事業補助金」から「中小企業振興資金融資事業」に移行した理由については、関係機関である商工会や金融機関との協議の中で、村内の商工業者が運転資

金の調達とは別枠で設備投資ができるように改善して、併せて資金枠全体の底上げを図るべきとの要望意見が出され、それを受けてのことによるものと思いをしています。

2点目の、それぞれの支援内容と実績ですが、「経営革新等支援事業」については、実施に至りませんでした。想定していたのは、ハード事業として開店に必要な設備投資への支援、あるいは店舗の改装費用への支援であり、ソフト事業として店舗の賃貸料の支援等となっております。これらハード事業・ソフト事業を合わせた事業でした。これは実施に至っていませんので実績はありません。

そして「中小企業振興資金融資事業」については、平成28年度からの事業移行というよりはむしろ、既存事業の拡充で、預託金の増額、当初800万円から1,600万円に、それに伴う資金枠の増額、これは2,400万円から4,800万円と設備投資に使う資金等の用途を拡充した運用となっております。運転資金300万円上限を設けて600万円とするということですが、その実績については、拡充前の平成27年度は新規借入件数が1件、200万円となっております。拡充後の平成28年度は5件、1千180万円、平成29年度は9件、2千30万円、そして平成30年度は1件であり、200万円と、直近の3年間で総額3千410万円の借入

れ実績となっており、一定程度、制度拡充の効果が表れたのではないかと思っています。

3点目の、それぞれの事業の問い合わせ実績及び現状についてですが、窓口が役場以外のものもあります。具体的な件数は把握していませんので実績をお示しすることはできませんが、大半が支援を求めるものというよりも、土地・テナント等物件に関する問い合わせが多い実態にあったと記憶しています。

2点目の既存事業者への周知内容と実績及び新規事業者への周知方法、対応内容についての実績ですが、「中小企業振興資金融資事業」については、対象が商工事業者ですので、窓口が留寿都商工会であり、融資を行うのは北海道信用金庫となっていることから、相談内容も資金面以外の多岐にわたることが多く、最終的な融資件数等で件数を把握するしかない実態となっております。

事業者の希望によっては資金需要に合わせたものを斡旋し、資金実行の伴わない相談段階では経営指導も含め、件数を特定することが難しい訳ですが、資金実行されたのは年間5件、平成30年度実績と伺っています。

周知はホームページでのお知らせと暮らしのガイドブック等を活用した周知としています。

3点目の支援内容の変更または改善の検討については、商工事業者を支援

する補助制度は、新規創業者・既存事業者の新たな事業展開をするため、商工業の育成・振興の上から大変重要な施策の一つと考えています。現在、第6次留寿都村総合計画を策定中で商工振興についての議論がなされることと思えます。実際過去を振り返りますと、商工事業者は先を見込んで資金需要等を村に相談するわけですが、その相談を受けて翌年度予算化するというところで、結果として結実しない。そういう意味では議員が仰るようにある程度制度として支援メニューを旗揚げしてそれに基づいて事業者が資金需要を見込みながら計画的に事業を進められるようなこと等ご意見として出てくると思えますが、この制度は、支援手法の一つとして大変大切な制度であることも視野に入れて検討していく必要があると考えています。

佐藤ひさ子 議員（質問）

この中小企業の融資事業が一定程度の評価あったと評価していること自体が、私は自分の受け止め方と違うので再質問させていただきます。

実は、先程私申し上げました道の駅での2店舗、この2業者に開店資金について確認したところ、村にそういう事業があることも知らない、村にも相談もしていない。「村にもそういう貸付事業があったのですね、しかし金利高

いですね。」日本政策金融公庫のほう
が安く、村が2.25%以内といつても
新たな事業者が村のあのホームペー
ジの条例か規則からしか見られない
ところで、助成事業が留寿都村にある
ところを知るのは難しいと思います。村
長は、先ほど商工会や関係機関が村に
底上げの事業で要望してきたと仰い
ましたけれど、新規事業者に対して、
商工会があなたに貸し付けがふさわ
しいです、北海道信用金庫に行つて借
りてください、相談してくださいと実
際なるでしょうか。そこはすごく難し
いと思います。だから村が100万円
でも50万円でも、補助金を出しなが
ら村と商工会と銀行がその事業者を
助けていく、注視していくということ
で関わりを持つことも必要だと思ひ
ます。是非とも新規事業者の方が、村
外の方も村内の方も助成を受けて新
しく小さな商いでもできるような仕
組みをもう一度構築しなければ村の
商工業は疲弊ひびしていくばかりだと思
います。これは北海道信用金庫も商工
会も願っていることだと思ひます。村
長は新しく道の駅にお店を出してい
る方にお話をしたことあります。担
当の方もあります。その辺も含めて
再度答弁をお願いします。

場谷村長（答弁）

出店された方とはよく合わせます
けどもそういう話を直接伺ったこと

はありません。当てにならなかつたの
かも分りませんし、十分反省しなけ
ればならないと思ひつています。ただ資
金のやり取りについては、村は限られ
た予算、あるいは大きなものは国とか
道とか三位一体で支援していくのが
一番、漏れのない支援の方法だと思ひ
ますし、単に融資ばかりではなくて、
過去にあつた補助制度、補助支援もあ
る程度組み入れていかないときめ細
かい具体的な支援に至らないのでは
ないかというご意見と賜つていま
すが、私もそれは同感でして、今後いろ
いろ作業の中で検討を進めていき
たい。もちろん関係機関ともご相談し
ていかなければならないと思ひつていま
すが、私はこの商工振興に当たつて、
この融資制度は大変重要な施策の一
つと考えています。

議事を傍聴して みませんか

議事は公開が
原則です。



「平成31年度当初予算化された事業の執行状況につい て」



事業は適期に執行できているの か

岩田信雄 議員（質問）

当初予算が議決されて2か月以上
が経過しましたが、本来なら事業着手
されていなければならぬ事業があ
ると思ひますが、適期に執行でき
るのか心配なものがあつます。すべ
ての事業の入札や契約が4月に実施さ
れなければならぬというわけでは
ありませんが、過去にはシーズン終了
直前のパークゴルフ場備品購入や降
雪期を迎えてから慌てて設置した道
の駅の看板などの事例があつました
が、同じことを繰り返すのではない
かと心配しています。年内又は年度末
までに完成すればよいものもあると
思ひますが、住民利用等を考えたら
1日でも早い着手が必要ではないで

しょうか。特に完成まで期間を要する
ものや外注するものはより早い取り
組みをする必要があります。例えば村
営住宅の入札が終わつて業者が決
まったと本日、報告があつましたが、
何故、今なのか。もう少し早くで
きないので。2月完成、3月入居
となるのですか。移動時期に合う
のですか。また、教員住宅跡地の分譲
はどうなつていのでしょうか。早く
分筆し分譲すれば、消費税率が上がる
前に土地を購入し、住宅を建築する人
がいたかもしれません。事務の遅れに
より本来はかからない経費をかける
ことがないように適切な執行管理に
努められるよう、現在の執行状況につ
いて説明をお願いします。

予算は必要な時期に適正に執行 したい

場谷村長（答弁）

昨年度においては、定年退職者3人
をはじめ、再任用職員の任期満了、自
己都合による退職者があつたことも
あり、新年度を迎えた4月1日の人事
異動は大変、大規模なものとなりまし
たが、ようやく新たな事務体制が整つ
てきたところ。その間に事務の引
継ぎや新年度事業の取り組みなど、大

変あわただしかった訳ですが、現在、各職員においては、それぞれの立場で一生涯懸命事務を執り進めていると認識しています。そうした中で、議会論議となった案件や、重要案件についての適正な執行については、課長等会議で情報共有して、その状況等を確認し合うなどして進めているところです。予算執行管理と執行状況については、事例として教員住宅分譲関係等々、話がありましたけれども、一般論として受け止めてお答えさせていただきます。

今年度事業で重要案件の一つとして、昨年、大地震で、あるいはそれと端を発したブラックアウトを教訓とした危機管理対策があげられますが、これを例にして取り上げてご説明をさせていただきます。

今年度は、非常用資機材の整備充実や防災資機材の計画的更新に努めるほか、関係機関との連携を密にすることに取組むこととし、停電等に備えて、保有する発電機の効果的な配置等を含め、非常用発電機の整備、停電時に対応した公衆トイレの改修、燃料供給体制の確立、暖房機器など防災資機材の計画的な更新を進めているところです。下水道施設である泉川中継ポンプ場及び村内10か所のマンホールポンプ所に非常用電源がないため、停電時には稼働を停止し、そのまま放置すれば数時間で汚水があふれる事態となったため、前回は急遽レンタルで対応しましたが、長期停電に対応するための自前

発電機として、防音型ディーゼル発電機、1台ですが、一般財源での整備を予定していたところです。負担額も小さくないことから、特定財源として北海道市町村振興協会からの「市町村防災・減災対策事業推進交付金」を活用することに切り替えて、近く入札の運びとなっているのです。この交付金については、協会が40周年記念交付金とすることで金額が不確定、このため当初予算では計上していませんが、最終的に額が確定しましたら9月以降の補正予算として詳しく説明させていただきます。また、これ以外の発電機4機、

対流式石油ストーブ9個、防災情報無線機、親機4台、子機16台などの非常用資機材、防災用資機材については、「地域づくり総合交付金事業補助金」等の支援事業を活用し整備を図ることとしています。この制度は現在、ヒアリング状態ですが、制度に沿った申請手続きを進めています。早急に整備をしたいと、また、災害用備蓄食料品のように、賞味期限が到来していないものがあり、このような、時期を見て順次進めていかなければならない事業がありますので、適期に対応していきたいと思っております。それと、ご質問の例としてありました分譲の関係は、今年度予算で考えていないところです。土地の仕分け段階で、その仕分けの中で教員住宅は並行して、どういうものを建てるか、場所はまた土地の仕分けの中で進めているということ、公営

住宅についても、一応、当初予定通り進めており、年度内には完成する運びで進めているところです。いずれにしても過去の反省を踏まえて、予算執行は必要な時期に、必要な指示をするなど、適期、的確な事務が進められるように関係課長等会議の情報共有等を含めて、それぞれ話し合うなどして適正に執行したいと考えています。

岩田信雄議員（質問）

防災も発電機も今説明いただきましたが、発電機は、いつ災害が起こるか分からないからいち早く進めていかなければならない問題であり、補助金が出るとか言っている場合じゃないんですよ。発電機はなるべく早く進めてください。今回の公営住宅の締結については異議はありませんが、この時期になったのは何故ですか。もっと早く事務を進められなかったのですか。年度内に完成すればよいというものではなく、完成を少しでも早めることが入居者、民間事業者のためになるので、早い着手が望ましいと思いますが、村長はどうお考えですか。

北海道が定める公営住宅等整備事業マニュアルに基づくスケジュールに基づいて事務を進める必要があります。北海道が定めるマニュアルでは当該工事に係る入札までに各種協議の実施及び各種協議の審査期間が必要とされることから、入札執行に至るまでは、見積もり期間を含め約3か月程度必要とされるということです。平成31年3月開催の第1回留寿都村議会定例会後、ただちに北海道と協議を開始し本議会定例会に合わせて入札及び契約に係る事務を執り進めていたところですので、ご理解願いたい。

岩田信雄議員（質問）

マニュアルに沿ってやっているようですが、その交付金も当てにしているのですけれど、その交付金を受けるための申請を開始したのはいつですか。

場谷村長（答弁）

いろいろな設計内容について、北海道の協議とか事前のいろいろな手続きが必要ですが、4月に入ってからです。

場谷村長（答弁）

事務がスピーディーに行くことと早く建設が着工されることは、私も同じ気持ちです。国の交付金を活用して公営住宅建設工事を実施するに当たっては

岩田信雄議員（質問）

申請を出したのは4月ということですね。4月の下旬、下旬ありますが、これは当初予算なのだから、4月中とは言わないが、5月には着手できない

かったのか、本来、臨時会で提案するものではないと思いますが、定例会に合わせてゆつくり仕事をしているように見えますが、1か月でも早く取り組めば、1か月早く完成するんです。マニュアルに沿って3か月でやれば良いという問題ではないと思います。

場谷村長（答弁）

予算の組み合わせの中でいろいろ

「留寿都村ふるさと応援基金子育て支援奨学給付金の給付対象者の拡大について」



対象を高等学校に通う生徒に広げられないか

堤 富佐代 議員（質問）

本村に籍を置き、大学・専門学校に通う生徒に対して支給されている奨学金ですが、対象者を高等学校に通う生徒にも広げることは考えられない

財源を求めて組んでいるわけですから、そういう補助金の給付主体のスケジュールに従わざるを得ないことは当然かと思っています。ただそれをスピード感をもって事務方もやっていきますけれども、希望としては1日も早く進めてほしいというのは私の心情です。ただ、今回のスケジュールを見ますと、標準的なものから見ると、少し早いな、よくやったなと、私なりの感想を申し述べさせていただきます。

でしょうか。高等学校に関しては高校生等奨学給付金、その他の就学支援策等により実質授業料は無償化となつていますが、経済的な事情から部活動を断念してアルバイトをしている生徒もいます。高等学校における部活動は、スポーツ系・文化系ともに、その活動の場で得られるものは、人間関係の構築に大きく寄与するものです。しかし、部活動のために係る費用は大きな負担となるため、参加を断念せざるを得なくなつた場合、その生徒の才能の芽を摘んでしまうことになりかねません。高等学校の学業と部活動を両立させながら、アルバイトで収入を得ることは困難です。アルバイト自体を禁止している学校もあります。留寿都

村に高校はありますが、留寿都村外に通学する子、札幌まで出て学校に通っている子といますが、そういうところに関しては実際支援がないことになっていきます。親の負担の軽減と生徒の将来のため、給付対象者を広げることについてお伺いします。

制度の安定的な実施と内容の充実を優先したい

土生教育長（答弁）

まず初めに、本村の「ふるさと応援基金子育て支援奨学給付金」について、その制度の沿革を確認させていただきました。この制度は、平成30年度から創設したものでありますが、最初の制度は、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校などの高等教育を経済的な理由で断念することのないよう支援するため月額3万円の給付型奨学金を給付するものでした。

この給付要件は、市町村民税所得割額が課せられていない世帯ということであり、関係条例の制定が平成30年2月でありましたことから、その年度の受験出願に間に合わなかったという面もあったかもしれませんが、これらの所得階層で進路に高等教育を選択した世帯が多くないという現状もあつてか、平成30年度の給付実績は3世帯5人でした。当初の条例には、検討の見直し条項を規定しており、条例施行後1年を超えない範囲において、見直

しの必要の有無を検討し、見直しが必要と判断したときは必要な措置を講ずるよう義務が課せられていましたので、平成30年9月に、平成31年度からの制度の見直しを実施し、本年4月から施行・実施されているところです。

このたびの見直しの内容は、経済的な事情を給付の条件とすることなく、子どもに高等教育を受けさせる世帯を広く支援することとしたもので、「子育て支援」の観点から奨学金を給付するという視点に立ち、条例の題名にも「子育て支援」の文言を追加しているところです。また、給付金の額ですが、月額5千円ということで制度設計していますが、経済的な事情で該当するような世帯にありましては、昨年度と同様の月額3万円の給付となっております。そこで、対象者を高校生まで拡大することは考えられないかということについては、まず、この制度は、高等学校授業料無償化の制度導入後において、現に大学生の5割が利用している独立行政法人日本学生支援機構などの貸与型の奨学金において、その返済が困難になったり、できなくなつたりするという問題に対し、返済不要の給付型奨学金の創設が望まれるという背景がありました。

本年度から月額5千円の奨学金の給付となったのですが、必ずしも、これが制度の完成形だと認識しているものではありません。つまり、制度創設の背景に、独立行政法人日本学生支援機

構などの奨学金の返済という問題があるのですから、月額5千円の奨学金の給付が借入額の抑制に寄与しているのかという検討と奨学金の償還は、大学等を卒業されたお子さん自身が行うものですから保護者の所得によって過度に奨学金の額に違いがあってもいいのかという問題も残っているのではないかと考えています。

もちろん、留寿都高等学校以外の高校に進学した場合は、通学費や学生会館使用料などで保護者の負担が他の町村よりも大きいという留寿都村の現状も承知しているところでありますので、現に、支援策がある程度充実している留寿都高校に在学している生徒に対する支援とは分けて考えていく必要があると思いますが、高校生に対する支援が不要とは考えていません。

実態として、ほぼ全員が高校に進学しているという現状を踏まえるならば、高校生に対する支援は、高等教育に対する支援のように一律ということではなく、現に授業料無償化がそうであるように、世帯の所得を考慮することも妥当な判断であると考えています。しかしながら、本村の奨学金給付は、本年4月から改正後の制度が始まったばかりであり、月額5千円の奨学金が11世帯12人、月額3万円の奨学金が1世帯1人という状況ですが、まずは、この効果を確認したうえで、財源等の問題もありますので、高校生へ

の適用拡大よりは、返済不要の給付型奨学金の創設が望まれるという当初の目的が十分達成されることのほうが先ではないかと思っております。

以上のことから、まずは、現在の制度の安定的な実施と内容の充実を優先し、それが解決した後の課題ということで、ご提案の趣旨をお預かりさせていただきたい。

堤 富佐代 議員（質問）

大変丁寧なご説明と回答をいただきましたが、ふるさと応援基金奨学金については、今後、金額的なものとうか、人数が増えたり減ったりとか、そういうこともあった場合に変動するということでは了解いたしました。ふるさと納税の使途として、子育て関係では未就学児童、就学児童ということで保育料や給食費で支援されているのですけれども、大学生までの間の高校生、先程教育長も言われましたけれども、97%、それ以上の方が高校進学するということになっていきますので、尚更、高校進学した後の差が経済的な理由によって出てきてしまうという事実もありますので、今回、大学・短大生以外のところ、早急に支援策をお願いしたいと思います。

土生教育長（答弁）

先ほど申しましたように、高校生に

対する支援の必要性というものも、私もも考えているところですが、まず、本年4月に改正をして実施をしています。奨学金の現在の制度の安定的な

「歯周病検査の無料健診について」

運用とそれから内容の充実、まずこれを先に進めながら、その後の財源等の状況も見ながら検討を進めていきたい。



節目健診として歯周病検査を実施することができないか

秦 正樹 議員（質問）

歯周病については、歯周炎だとか歯槽膿漏等いろいろな名称、呼び方がありますが、ここでは歯周病ということでは呼ばせていただきます。

近年、虫歯による歯の損失よりも歯周病による損失割合が高くなっています。日本人の8割程度が歯周病の予備軍と言われ、年齢も40代後半に罹りやすく、心臓病、脳梗塞等にも関係が深い疾病とも言われています。留寿都歯科診療所では、4,000円程度、

これは初診料800円を含みますが、検査をしています。そこで、留寿都歯科診療所にて、節目健診として歯周病検査を実施することができないかお伺いいたします。

財源を見極めたうえで、実施を検討していきたい

場谷村長（答弁）

近年、医療制度は、健康寿命の延伸と将来的な医療費の抑制に向けて様々な予防の取り組みがなされております。特に口腔衛生のうち、歯周病、歯周疾患につきましては、心臓疾患、糖尿病、骨粗しょう症等の慢性疾患を中心とした生活習慣病の発症の原因となることから、今後、ますます重要視される場所です。

歯科保健事業については、児童に関するものについては、母子保健法及び学校保健安全法に基づき実施が義務付けられています。成人に関するものについては、健康増進法などにより、

それに基づいて実施するということが、これは努力義務です。成人に対する口腔衛生に関する事業は、介護保険に係る一般高齢者向けの事業として年数回、口腔衛生に係る講話を実施するにとどまっております、具体的な健診事業まで実施されていないのが現状となっております。

事業の実施に当たりましては、歯科健診などにより口腔内の衛生を保ち、更に適切な栄養の摂取と適切な運動等により、全身の健康を維持増進することが有益となるものであり、各種保健事業との連携による展開が重要と考えられるほか、年齢によって口腔機能も大きく異なることから、各世代に合わせた健診内容の検討と定期的な歯科健診の動機付けが必要となります。また効果的な継続的な事業展開には、財源確保も重要な課題となることから、補助制度等の情報収集を進めるとともに、村が今後充実していかなければならない様々な事業メニュー、あるいは想定される財源として先程から議論ありました。それらを含め総合的に見極めたうえで実施を含め検討していきたいと考えていますのでご理解願います。

秦 正樹議員（質問）

留寿都村においては、内科関係において節目健診ということで5年に1回実施されていますし、またその受診率

の何割程度、節目健診を受診されているかと聞きましたら、おおむね6割程度が節目健診で受診しているということです。次年度以降、令和2年から歯周病検査するに当たっては、35歳40歳、45歳の5年刻みで実施していただきたい、また、留寿都に住んでいないが留寿都歯科診療所に通っている率は、多分高くないと思います。無料健診を実施することによって、住民と留寿都歯科診療所のパイプがより一層太くなると思います。

場合谷村長（答弁）

村が今後充実していかなければならないいろいろなメニューがありますが、もちろん歯周病関係もその一つと考えているところです。想定されるふるさと納税等の状況等も考えながら、さらに他のメニューと全体を見渡して、そのうえで検討したい。ご意見は十分承りたい。



「ひとくちメモ」：一般質問と政策提案

自治体の役割は「その地域の人々に必要不可欠な政策を整備することです。」

一般質問は、「何をしているか（あるいは、していないか）確認する」だけでなく、そうした施策が実施されているはずの現場で「何が（どのような問題が）起こっているか」を提起して問いただし、政策に監査機能、あるいは政策提案機能を果たすことができる仕組みです。

しかしながら、その提起は「一人の議員が言っていること」の枠を出られない場合もありますが、「現状に問題があつて改善が必要である」という認識が共有されること自体に価値があります。

議会は、一般質問という「議員の提起」を「議会の意思」に変換していくルートを整備していくことが必要かもしれません。

第2回定例会 6月20日

主な協議内容（質疑応答）

「令和元年度留寿都村一般会計補正予算（第2号）」

（坂庭議員）

高等学校温室建替・その他工事実施設計業務委託、236万6千円を減額して、370万7千円の計上と当初と変わっているのですけれど、常任委員会で現地を見せてもらって、納得できました。しかし、最初の段階の取り組みが甘かったと思います。去年の高等学校の体育館の床もそうですが、見積もりと実際のところで大きな隔たりがあったので、今後こういうことがないようにしていきたい。

（場合谷村長）

ご指摘を賜り今後しっかり対応していきたい。予算段階の審査もしっかりしていきたい。違いましたことにお詫びをします。

(佐藤議員)

プレミアム付き商品券、子育て世帯等応援商品券の対象者は、非課税世帯と0歳から3歳未満のお子さんのいる世帯という説明でしたが、それは国が一定の基準を設けていたかと思いますが、その範囲内ということですか。

(松下住民福祉課長)

国の基準のままです。

(佐藤議員)

基準日については、今年の9月30日までに生まれたお子さんが対象ということですか。

(松下住民福祉課長)

9月30日までに生まれた子どもです。

(佐藤議員)

本年度の村政執行方針でも、子ども・子育て支援ということ去年から始まって、今年も更なる充実について検討したいとのことでした。国と同じ政策で良いのか、ひとり親世帯の方は、非課税世帯にもならないでギリギリのところ働いている方が多いと思います。子育て支援をするならば、もう少し幅を広げてみないではないかと思えます。検討はされたのでしょうか。

(場谷村長)

このプレミアム事業は、消費税に対する単発事業で、長く継続する事業で

なかったので国の施策に基づいたものとして進めさせていただいた。世帯よ

りは金額について、どれくらいプレミアムがあるかということについて、今までやっている事業との整合性を図りながら、こちらのほうが条件よく予算化したと記憶しています。

(佐藤議員)

そういう考えだったらしょうがないです。

観光費の修繕、97万7千円計上していますが、柵が壊れていると気が付いたのはいつでしょうか。

(浦城企画観光課長)

ゴールデンウィーク明けの5月7日頃です。

(佐藤議員)

5月7日というのは非常に遅いと思います。管理している観光協会の方も非常に危険ですとおっしゃっていました。雪解けとともに私は確認していましたが、危険というテープが張つてあるからといって子どもが遊ばないとは限りませんから、気が付いたらすぐに臨時でも、専決処分でもいいと思いません。事故が起こってしまったら、管理不行き届きだと思えますので、日頃から見るか観光協会と連絡を密にしながら取り進めていただくようにしなければならぬかと思えます。

(堤議員)

塵芥処理費の中で、家電廃棄物一時保管庫仕切り壁改修工事で、46万2千円が計上されているのですけれど、今までのような仕切り壁を使っている、今回どのようなものを作るのか教えてください。

(松下住民福祉課長)

D型倉庫といわれるところにコンパネ類で仕切り分けを行っていたのですが、4月に再度点検したところ仕切り板が壊れてしまっていたので、あらためて仕切り板を作って倉庫内をきれいにして、事業者も我々も確認しやすいようにしたいということですが。

(堤議員)

そのD型には古紙と家電廃棄物もありますが、あとは何が入っているのでしょうか。

(松下住民福祉課長)

有害ごみです。電池や蛍光管、他には牛乳パックなどのミックスペーパー、雑誌などが入っています。

(長尾議員)

強い農業担い手づくり総合支援交付金、4名の農業機械の購入に係るとの説明でしたが、どのような機械に対して交付されるのか、それと、交付金が事業費に対してどの程度充当されるのか教えてください。

(齊藤農林建設課長)

トラクター、ロータリー、GPSシステム、大根ハーベスターそれから播種機、交付額は総事業費からそれぞれ個人の融資額を差し引いた分が交付額となっています。補助率については、10分の3以内で、個人と地域担い手育成支援タイプと先進的農業経営確立支援タイプに分かれていて、地域担い手は限度額300万円、先進的農業経営は、法人が1、500万円、個人が1、000万円が限度となっています。

(浪越議員)

財政調整基金繰入金、補償、補てん及び賠償金に関連して、村長の考え方を聞かせていただきたい。

ふるさと納税寄附金相当額返還については、寄附された方が心の優しい方ばかりだと思いついて聞いていました。この寄附によっていろいろな事業を展開している、このことによって寄附が減るのではないかと心配しています。今回は、事務的なミスであって、人間ですから多少のミスは仕方ない、あるいはやむを得ないと感じています。しかしながら、そのために5月9日に専決処分があつて議決した57万1千円という大きなお金が村の財政の中からすっぽりと穴が開きました。村長は村の最高責任者であると、村長自身も心掛けていますし、十分知って事業を展開しているわけですが、やはり最高責任者としての村長の責任は大変重たいも

のがあると思います。この責任の重さに対して、村長自身が何らかの責任を取る処分をすべきでないかと考えます。

(場谷村長)

このたびのふるさと納税の関係については、80数件で500数万ということでしたが、留寿都を応援してくれる方々のご理解をいただき、1件で何とかクリアしました。もう少し様子を見ないと最終版が見えないですが、もちろん予算執行、財源という大きな問題がありますので、当然、私なりの責任は、もう少し年度を見据えた中で対応していかなければならない、私一人の責任で済むわけでもなく、職員も連動する場合がありますので慎重に対応していきたいと思っております。

算(第3号)」

(佐藤議員)

農林水産業費の補助金、購入費用はいくらで、補助金は何%でしょうか。

(阿武農林建設課参事)

小麦コンバインは、1台2千400万円、グレンドリルについては、1台128万4千円、消費税を含めて合計2千730万6千720円です。補助金は最大の2分の1です。

(長尾議員)

こうした補助事業の場合、予算案を提出することを確約することでやってきたのが過去の事例だと思えますが、今回、予算を計上するというのは、そういうやり方では認められないという理解でよろしいか。

(阿武農林建設課参事)

通常でしたら5月に内示があり6月定例会で提案するところですが、本年度は事業スケジュールが遅れてヒアリングが6月24日に行われ、内示がずれこむ説明がありました。また、秋まき小麦の収穫が例年より10日ほど早く、その作業に間に合わせて導入する必要があることから今回、提案させていただきました。

(岩田議員)

ごみ処理場の今まで溜まったごみの

処理をするために補正が上がっていますが、ごみの処理を委託している業者が普段からごみの処理をしていればこの費用は出てこないのではないかと。

(松下住民福祉課長)

一時保管庫は村の管理で、委託業者が行うものではありません。これまで管理はしてきましたが、今回、整理をしたところ想定よりも多かったということです。

「ひとくちメモ：議員に求められる政策能力」

議会には予算、条例をはじめとして自治体の重要な団体意思の決定権が委ねられています。ほとんどの政策は、予算の裏付けなしには実施できないので、議会は自治体の政策のすべてについて決定的な権能を持つている政策当事者にならなりません。しかしながら、議会に上程される政策議案のほとんどは首長(村長)提案であり、その立案と実施は行政機関が担っているため、政策の主体は行政であり、議会はもっぱら政策の審判員であり、住民はもっぱら政策の対象であるといった固定観念を持つてしまう傾向にあります。

議員全員協議会

・「令和元年度留寿都村一般会計予算の補正」ほか

6月13日

議員全員協議会とは、事前に議会に出される議案の審査などを行う会議のことで、議員のほか村長や担当課長などで構成されます。

主な協議内容(質疑応答)

「令和元年度留寿都村一般会計予算の補正について」

*ふるさと納税に係る事務処理ミスにより、ご迷惑をかけた方に、道義的な責任として寄附金の金額を返還金として計上することに対する意見等。

(長尾議員)

処理として返還することが法的に問題がないのであれば良いと思いますが、その辺が未確定であれば、きちんと整理してあらためて提案するのも一つの方法かと思えます。

第2回臨時会

7月12日

主な協議内容(質疑応答)

「令和元年度留寿都村一般会計補正予

(暮地総務課長)

弁護士の見解としては、寄附の申し出は自治体で受けることも受けないことも可能であり、受けた時点で寄附者としては返還の要請はできない、法的には返還しなくてもいいというものです。ただ今回の事務処理ミスにより、ワンストップ特例申請が無効になって寄附者が自ら確定申告をすることが生じたことにより、村として道義的な責任を表すために計上するものです。

(場谷村長)

処罰について言われましたが、職員としてはスピーディな対応をして、80件も至らなかつた部分があつた中でわずかに1件だけで済んだ。支援していただいた方に配慮したほうが良いとの思いで提案させていただきました。

(浪越議員)

私は、掛かつた経費を差し引いて返すべきと思います。返礼品は全部税金です。寄附金控除の証明書を戻してもらつてから話をしてもらいたい。

(玉手議員)

もうすでに全額返金すると回答しているのですか。

(暮地総務課長)

全額返金するとは言つていません。

(堤議員)

この件はもう一度交渉の結果を見てから説明いただくことでいいのではないですか。まだ交渉の余地があるので、今後金額が変わることがあるのであれば、今回はこれを下げて、交渉した結果で再度提出していただくほうがすっきりする。

(玉手議員)

今後このようなことが再度繰り返されないように、責任については追つて判断して報告していただければ良いです。

(佐藤議員)

なるべく早い解決を望みますので、予算計上についてはもう少し精査ができれば6月補正に出していただきたい。その後の経過については、後ほど報告していただくことで良いです。

(場谷村長)

皆さんの意見は十分配慮して対応してまいりたい。早い段階で報告させていただきます。

*プレミアム商品券に係る質疑

(岩田議員)

プレミアム商品券子育て世帯応援ですが、大学生まで対象ですか。何世帯あつて、どういうシステムですか。

(松下住民福祉課長)

子育て世帯は3歳未満児がいる世帯に限ります。それと非課税世帯が対象です。非課税世帯が190名位、3歳未満が70名位、合計で260名です。商工会で行っているものとは別に村でやるので、パソコン上での対象者の管理のためのシステム使用料を計上しています。

【議員通告協議事項】

議員全員協議会は、議会提出予定案件やその他重要施策等について協議又は調整するために開かれる会議であり、詳細な説明を受けることができるので、その機会を有効に活用して有意義な会議とするために、村からの提案事項以外にも、協議会開催の2日前までに議員からの協議の申し入れを受け付けることとしています。坂庭議員より次の3件について協議の申し入れがありました。

「教職員住宅建設に係るその後の検討内容について」

「有害鳥獣被害防止対策事業補助金について」

(坂庭議員)

3月議会で教職員住宅の建設について、本年度取り組まない理由を聞いた際、今後の公共施設の需要を勘案し検討する。また、補助制度の問題

点、公設も視野に入れた建設をするとして新年度予算に計上しなかつたと答弁した。3か月が経過したが、その後の検討について説明願います。

2番目は、教職員住宅の入居状況を2月の総務民生常任委員会で確認しました。その時点では7名の教職員が他の町村から通い、2名が村の民間住宅に入居していると説明を受けました。本年度の状況はどうか。

(佐々木教育次長)

2番目を先に説明させていただいて、その後に村長から1番目のことについて説明させていただきました。

まず7名の教職員が他町村から通い、2名が村の民間住宅に入居しているということですが、これは誤解があり、通勤の先生が何名いるのかとの質問に対して、通勤している人が9名いて、そのうち自宅の人が7名、他の町で借家の人がいると答えたりもしています。その時点で9名が他の町から通つて、8名が村内の民間住宅に入居していて、その後どうなつていくかというと、通勤している人が9名というのは変わっていません。教職員住宅の空き状況については、目的外使用で1年の許可で貸しているものも含めて空きはありません。

民間アパートに住んでいる8名は単身です。うち7名が女性職員です。教職員住宅が不足しているから民間アパートに住まざるを得ないというよりは、

除雪とか除草などの管理の問題から、戸建ての教職員住宅へ入居を希望していないとみています。また、通勤している9名のうち、借家なのに2名転入していないのですが、教職員住宅を幹旋したのですが、今住んでいるアパートから通勤したいとのことなので、戸建ての教職員住宅の入居を希望していません。

教育委員会としては民間の力を借りて補助事業で教員用の住宅を建ててもらおうという考えは昨年まであったのですが、補助事業者の裁量のない事業になってしまふこと。それと、教員に限定した住宅だと空きが出た時にどうするのか、目的外使用の問題もあるので、それらを再検討した結果、教職員住宅には向かない手法ではないかという思いに至ったこと、さらに、教職員のニーズが管理のしやすい民間アパートになることを考えるならば、過去に行った民間賃貸共同住宅建設事業で単身の教員をその対象に考えることで救済できるのではないかと考えています。

耐震基準前に建設された教職員住宅が5棟6戸あり、解体撤去が必要となるのですが、まだ教育委員会の会議で協議していない段階ですが、解体撤去分の住宅を建設したいと考えています。耐震基準前という危険な建物というイメージを持たれた方が多いと思いますが、老朽化の問題で建替えしなければならぬと考えています。解体が必要な住宅は、村長公宅裏の1棟2戸と

銀河の杜のところにある1棟1戸、管理職が住んでいる横町の三角屋根の3棟3戸です。

事務方のプランですが、高校の校長と小中高の教頭の3人の計4人が住む1棟4戸を1期工事で建設したいというプランを持っています。2期工事として、1棟2戸の住宅を建て、そこに残る小学校と中学校の校長を移動させます。

(場合村長)

引き続き土地利用関係についてお話ししますが、その前に3月の答弁で、民設民営を最優先して、必要な場合は公設もということでしたつもりですし、教職員住宅は専用のもので活用したいと話しました。

優先するのは管理職の建物を早くやるべきではないか、それ以外は順次古い順番からやっていく。耐震云々とか誤解を生むようなことを言いましたけれど、民設民営でやる場合はどうかということ、様々な議論があり、やはり制度の趣旨からいくと教職員住宅は公設にすべきではないかの結論になりつつあります。そのほかは民設民営で教員と一般の方を問わず入れるような仕組みを充足していく方向で考えています。当初、民設で建てたときに教員と職員しか入っていないとお叱りを受けましたけれど、住宅を供給すれば満たされると思います。住まいが足りないというニーズがあり、これを満

たすためには順次、民設民営で進めていくのがやっぱりよろしいと思います。そこで土地の問題です。いままでも場所とか後の管理とかでなかなか合意形成に至らなかったこともあり、土地については、将来展望をかけて有効利用を図るべく、内部で詰めています。今後、公設として一団の土地として活用すべき用地をどのくらい確保したらいいのか、構想を考えていますし、計画を作っている段階で、住宅需要を満たすべく協議をしていきたいと思っています。

(坂庭議員)

管理の問題があるから民間アパートに入るというのも分かりませんが、教員住宅を作っても入っても筋だとおもうし、教員が民間アパートに入っていることが村民の入る枠を狭めているわけだから、教員住宅も民間住宅も当然考えていかなければいけない。土地の話もありましたけれど、やはり住宅を建てる場所をしっかり押さえて計画してもらいたい。議会も何年も前から質問してきていますから、やれるところからやっていかないといけない。

(坂庭議員)

近年、有害鳥獣の被害が増えてきているとの思いがある。年度初めで補助事業の申請を取りまとめられていると思いますが、これから夏から秋にかけて被害が拡大したときにそれに対応できるのか。

(齊藤農林建設課長)

申請時期を延ばすことによつて補助金の交付時期が遅れるので、申請開始時期を少し遅らせたいと検討していたのですが、雪解けが早かったこともあり、早期の申請を求める農業者もいますので、本年度は昨年度より若干遅い、6月7日までとして、防災無線及び地区回覧で周知したものです。申請時期を延ばすと購入時期が遅くなりますのでどこかで区切りが必要と考えています。当初予算があつてのことですので、途中から補助というのは対応できませんが、くくり罫などいろいろな対策がありますのでそういった対応をさせていただきます。

議員活動報告

★北海道町村議会議員研修会

6月25日（火）、札幌市コンベンションセンターで「北海道町村議会議員研修会」が開催されました。政治評論家の有馬晴海氏から「どうなる？今後の日本の政治」、中央大学名誉教授の佐々木信夫氏から「地方は変えられるか ～議会はどう変わるか、自治体をどう変えるか～」という演題でそれぞれ講演が行われました。

★所管事務調査（常任委員会活動）

地方議会の役割は、執行機関に対する適切な監視及び評価と政策課題の調査、政策提言等とされています。この役割を果たすためには、常任委員会の活動の在り方が重要となります。具体的には、所管部局が政策目標の達成状況や費用対効果を適切に検証し、その結果を計画の見直しや予算・組織の編成、人員配置に反映しているかについて監視及び評価を行い、その結果を踏まえた政策提言、政策立案を行うことです。

【総務・民生常任委員会】

- ・委員長 堤 富佐代
- ・副委員長 岩田 信雄
- ・委員 秦 正樹
- ・委員 坂庭 進
- ・委員 佐藤 ひさ子

・期 日

- ①令和元年5月23日（木）＊産業・建設常任委員会と合同開催
- ②令和元年6月3日（月）＊産業・建設常任委員会と合同開催
- ③令和元年6月27日（木）
- ④令和元年7月18日（木）

・調査事項と調査結果

- ①住宅不足問題が解消されていないことから、調査を進める。併せて空き家対策についても実態の把握に努める。空き家を活用している事例についても調査する。
- ②本年度、建替えを予定している「留寿都高等学校温室」と次年度以降の改築を検討している「農業機械実習室」を視察した。また、高等学校の寮も視察した。
- ③職員と住宅問題を共有する場、問題解決のために協議する場を持つことを確認した。空き家等についても情報を共有して対応を協議する必要性を確認した。
- ④人口減少対策として住宅問題に取り組むこと、子育て応援住宅のように子育て支援を目的とした住宅建設等の取組をしている先進地を視察することを確認した。

【産業・建設常任委員会】

- ・委員長 玉手 保弘
- ・副委員長 長尾 道則
- ・委員 浪越 和一
- ・委員 佐藤 ひさ子
- ・委員 堤 富佐代

・期 日

- ①令和元年5月23日（木）＊総務・民生常任委員会と合同開催
- ②令和元年6月3日（月）＊総務・民生常任委員会と合同開催
- ③令和元年6月25日（火）
- ④令和元年7月17日（水）

・調査事項と調査結果

- ①総務・民生常任委員会参照
- ②総務・民生常任委員会参照
- ③外国資本等から水源を守るために現況を調査したい。泉川水源地、黒田水源地の現況を調査する。
- ④黒田水源地（第1取水、第2取水）、泉川水源地の状況視察を行った。周辺の草刈り等も含めて、良好に管理されていた。

【第2回定例会（6月20日）審議結果】

議案	件名（主な内容）	結果
報告第1号	平成30年度留寿都村繰越明許費繰越計算書について	原案報告
報告第2号	一般社団法人留寿都村ふるさと振興公社の経営状況について	原案報告
議案第1号	村税条例等の一部を改正する条例について	原案承認
議案第2号	留寿都村手数料条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第3号	留寿都村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第4号	留寿都村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについて	原案可決
議案第6号	留寿都村森林環境譲与税基金条例について	原案可決
議案第7号	留寿都村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第8号	<p>令和元年度留寿都村一般会計補正予算（第2号）</p> <p style="padding-left: 2em;">高等学校費（修繕料）……………100万円追加 予算現額に3,763万9千円を追加し、予算総額30億6,483万9千円となりました。 （50万円以上のもののみ掲載）</p> <p>・歳入 国庫補助金（社会保障・税番号制度システム整備費補助金） ……………161万6千円追加 国庫補助金（プレミアム付商品券事務費補助金）……………265万4千円追加 国庫補助金（プレミアム付商品券事業費補助金）……………130万円追加 国庫補助金（感染症予防事業費国庫補助金（感染症対策費）） ……………109万4千円追加 国庫補助金（社会資本整備総合交付金）……………2,062万8千円減額 道補助金（強い農業づくり事業補助金（経営体の育成）） ……………908万7千円追加 基金繰入金（財政調整基金繰入金）……………1,981万2千円追加 基金繰入金（ふるさと応援基金繰入金）……………155万5千円追加 雑入（プレミアム付商品券（子育て世帯等応援商品券）販売収入） ……………520万円追加 村債（公営住宅建設事業債）……………1,510万円追加</p> <p>・歳出 総務管理費（時間外勤務手当）……………108万9千円追加 徴税費（弁護士成功報酬）……………74万1千円追加 社会福祉費（プレミアム付商品券（子育て世帯等応援商品券）システム使用料） ……………88万円追加 社会福祉費（プレミアム付商品券（子育て世帯等応援商品券）交付金） ……………780万円追加 社会福祉費（自立支援給付費（補装具費））……………113万2千円追加 児童福祉費（食糧費）……………119万5千円追加 児童福祉費（子ども子育て支援システム改修事務委託）……………594万円追加 児童福祉費（子ども・子育て支援交付金返還金）……………58万1千円追加 保健衛生費（風しん抗体検査及び風しん第5期定期接種業務委託） ……………167万6千円追加 農業費（強い農業・担い手づくり総合支援交付金）……………908万7千円追加 商工費（赤い靴公園境界柵取替工事）……………97万7千円追加</p>	原案可決

	教育総務費（公有自動車購入費）……………118万2千円追加 中学校費（留寿都中学校校門建替工事）……………101万6千円追加 高等学校費（留寿都高等学校温室建替工事実施設計業務委託） …………… 236万6千円減額 高等学校費（留寿都高等学校温室建替・その他工事実施設計業務委託） ……………370万7千円追加	
議案第9号	公営住宅建設工事請負契約の締結について 工事名 公営住宅建設工事 契約金額 2億7,280万円 契約の相手方 新太平洋建設株式会社 工期 契約の日から令和2年3月19日まで	原案可決
議案第10号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について 加入団体の脱退に伴い、規約を変更するもの。	原案可決
議案第11号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について 加入団体の脱退に伴い、規約を変更するもの。	原案可決
議案第12号	北海道市町村総合事務組合理約の変更について 加入団体の脱退に伴い、規約を変更するもの。	原案可決
発議第1号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	原案可決

【第2回臨時会（7月12日）審議結果】

議案	件名（主な内容）	結果
議案第1号	令和元年度留寿都村一般会計補正予算（第3号） 予算減額に1,391万8千円を追加し、予算総額30億7,875万7千円となりました。 （50万円以上のもののみ掲載） ・歳入 道補助金(地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）（農業振興施設等整備事業）)…………… 1,360万円追加 ・歳出 農業費（小麦コンバイン・グレンドリル導入事業費補助金） …………… 1,360万円追加	原案可決

行事案内など、議長宛の文書は議会事務局へお届け願います。



議会日誌

2 月

- 1日 留寿都中学校体育大会 (議長、各議員出席)
- 2日 花いっぱい運動パート2 (各議員出席)
- 3日 総務・民生常任委員会 (村内 各委員出席)
産業・建設常任委員会 (村内 各委員出席)
- 8日 留寿都小学校運動会 (各議員出席)
- 11日 後志町村議会議長会臨時総会
北海道町村議会議長会定期総会
羊蹄山麓町村議会正副議長会臨時総会
(札幌市 正副議長出席)
- 12日 北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会総会
北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進
期成会総会 (小樽市 議長出席)
後志総合開発期成会小樽・後志要望
(小樽市、倶知安町 議長出席)
- 13日 議員全員協議会 (村内 各議員出席)
- 16日 村田北海道議会議長就任を祝う会
(札幌市 議長出席)
- 17日 議会運営委員会 (村内 各委員出席)
- 18日 春季消防演習 (村内 議長、各議員出席)
- 20日 令和元年第2回留寿都村議会定例会
(議長、各議員出席)
- 21日 留寿都村社会福祉協議会評議委員会
(村内 議長、評議員出席)
- 25日 産業・建設常任委員会 (村内 各委員出席)
北海道町村議会議員研修会

(札幌市 議長、各議員出席)

- 26日 後志総合開発期成会北海道要望
(札幌市 議長出席)
- 27日 総務・民生常任委員会 (村内 各委員出席)
ルストリゾート「ことぶきの湯」竣工式
(副議長、各議員出席)
- 28日 後志総合開発期成会中央要望
(東京都 議長出席)

5 月

- 5日 畜魂祭 (村内 議長、各議員出席)
- 8日 羊蹄山麓環境衛生組合議会第2回臨時会
羊蹄山ろく消防組合議会第2回臨時会
(倶知安町 組合議員出席)
- 9日 新任議員研修会 (札幌市 新任議員出席)
- 12日 令和元年第2回留寿都村議会臨時会
(議長、各議員出席)
- 13日 ふれあい広場2019
(公民館 議長、各議員出席)
第28回羊蹄山ろく連合消防演習
(蘭越町 議長、消防議員出席)
- 17日 令和元年度留寿都村戦没者追悼式
令和元年度留寿都村戦没者慰霊祭
(神社 議長出席)
産業・建設常任委員会 (村内 各委員出席)
交通安全「旗の波作戦」
(村内 議長、各議員出席)
- 24～26日 羊蹄山麓町村議会正副議長会正副議長研修
(沖縄県 正副議長出席)

編集後記

5月から新しい元号となり、「令和」最初の国政選挙(参院選)が7月にありました。投票率(選挙区)は48.80%で、過去最低だった1995年の参院選の44.52%に次ぐ低さでした。選挙権年齢も18歳に引き下げられていますが、まだまだ若い世代の選挙(政治)への関心が低いようです。

春の統一地方選、夏の参院選が終わり、これから季節は秋へと変わっていきますが、今年も異常気象による災害が発生しています。西日本では長雨による災害、他地域でも低温、日照不足により農作物への影響が報道されていました。

留寿都村は、大きな自然災害はありませんでしたが、生活不安になる南部地区黒田浄水場を利用した地区の断水が7月に発生しました。7日に警報が鳴り、8日には約150戸に被害が出ました。全地域で全面復旧したのは11日の午前9時30分頃でした。この対象地域には多くの畑作農家があり、畜産農家も含まれていました。現代社会において電気・ガス・水道は、生活を送るうえで大切なライフライン(命綱)です。水は人間だけでなく農作物や家畜にとっても大切です。原因は、向丘地区での配管損傷による漏水と破損管修繕後の排泥処理等の作業によるエア混入でした。担当職員をはじめ、多くの役

場職員は一刻も早い復旧のため、早朝から原因究明に向けて破損箇所を探し歩くなど、事態の収拾に努めました。大変お疲れ様でした。また、過日、「後志町村議会議員パークゴルフ大会」に参加をし、他町村の議会議員と交流を深めました。日頃話をする事が無い方々とプレーはそこそこお互いの議会活動について意見交換する有意義な時間を過ごすことができました。なお、本村議会は団体戦で7位入賞、個人戦では岩田議員が見事準優勝しました。拍手です。(ちなみに私は自分でもびっくりの11位でした。)

今回の「議会だより」は、新しい編集スタッフで2回目の発行となります。編集委員会では、毎回、住民の皆さんに議会の活動がどのように伝えられるか、議論しています。親しみやすい「たより」を届けられるよう取り組んでいきます。

(玉手)

編集スタッフ

委員長 秦 正樹	委員 堤 富佐代
副委員長 玉手 保弘	委員 佐藤ひさ子